



島根県報

平成25年11月15日（金）

第2,547号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

民生委員の市町村別定数の一部改正	（地 域 福 祉 課）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林	（ ” ）	3
保安林の指定の解除（3件）	（ ” ）	3
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	4

告 示

島根県告示第752号

民生委員の市町村別定数（平成19年島根県告示第765号）の一部を次のように改正し、平成25年12月1日から施行する。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「	松江市	500人	を	松江市	498人	に、
」						」
「	益田市	185人	を	益田市	183人	に、
」						」
「	大田市	164人	を	大田市	163人	に、
」						」
「	計	2,277人	を	計	2,272人	に改める。
」						」

島根県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲地区（中湯野工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
奥出雲地区（川東工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第754号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町宇波1880-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第755号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

松江市八雲町西岩坂4213-2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

江津市後地町3210-6・3210-11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

江津市後地町3210-6・3210-11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

江津市後地町3210-6・3210-11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第759号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名

市道宮の前大新田線

2 道路の位置

起点：雲南市木次町里方521-4

終点：雲南市木次町里方534-3地先

3 道路の幅員

6.5メートル

4 道路の延長

123.1メートル

5 指定の年月日及び番号

平成25年11月6日 第2号